

総務教育常任委員会資料

(平成29年8月21日)

【項目】	ページ
1 平成29年度第1回県・市町村行政懇談会の開催結果について 【とっとり元気戦略課】・・・	1
2 全国知事会議の開催結果について 【広域連携課】・・・	13
3 第83回関西広域連合委員会等の開催結果について 【広域連携課】・・・	39
4 平成29年度第1回とっとり創生若者円卓会議の開催結果について 【県民課】・・・	41
5 平成29年度第1回パートナー県政推進会議の開催結果について 【県民課】・・・	43
6 伸びのびトーク（江府町）の開催結果について 【県民課】・・・	45
7 帰省シーズンにおけるIJUターンの取組について 【とっとり暮らし支援課】・・・	46
8 中国5県地域おこし協力隊合同研修会の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】・・・	48
9 第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結について 【参画協働課】・・・	50
10 イクボス・ファミボストップセミナーの開催結果について 【女性活躍推進課】・・・	51
11 女性活躍サミットinとっどりの開催結果について 【女性活躍推進課】・・・	別冊

元気づくり総本部

平成29年度第1回 県・市町村行政懇談会の開催結果について

平成29年8月21日
とっとり元気戦略課

平成29年8月17日(木)に「平成29年度第1回 県・市町村行政懇談会」を開催し、知事と各市町村長等が、連携して取り組む事業について意見交換を行いました。

鳥取県被災者住宅再建支援制度について、県側から制度見直しの基本的な考え方について示し、意見交換を行い、市町村長から概ね合意を得ることができました。

- 1 日 時 平成29年8月17日(木) 午前10時から11時50分まで
- 2 場 所 県庁講堂
- 3 出席者 各市町村長、知事、副知事、各部局長、教育長 ほか
- 4 議 題 (1) 災害に強い地域づくりについて ……資料1、資料2
(2) 弾道ミサイル落下時の対応等について ……資料3
(3) 地方創生の推進について ……資料4

5 市町村長からの主な意見

(1) 鳥取県被災者住宅再建支援制度について

- ・見直しの基本的な考え方について、前向きに検討をしてほしい。一部損壊でも公的支援があることが、復興に向かう力につながる。
- ・中部地震では、修繕支援金があったことから、り災証明の2次調査の申請件数が少なかったと思われる。
- ・被災者住宅再建支援基金の造成については、いつ災害が起こるか分からないことから、なるべく短い期間で行うべき。
- ・修繕支援金は、見舞金的な性格であることから、基金事業以外で対応すべき。また、1%刻みの判定区分は、職員の負担が大きいため、もっと区分を括ってはどうか。

【知事コメント】

- ・支援制度の基本的な考え方については、概ね了解をいただいた。
- ・小規模修繕の支援については、判定の仕方を簡素化するとか、義援金の活用を制度に組み込むなど、今後、中部市町にオブザーバーとして参加していただきながら、県被災者住宅再建支援制度運営協議会で、検討を進めていく。

(2) 自主防災組織の強化について

- ・地域防災力の向上において、リーダー養成は大切である。県が行う地域防災リーダー研修は、3年間と期間が区切られているが、その後も継続してやってほしい。
- ・自主防災組織について、消防・自衛隊のOBの活用を検討している。

【知事コメント】

- ・地域防災リーダーの研修は、5年に延長するなど期限の見直しを行いたい。
- ・自主防災組織は、県としても支援体制を組んでいきたい。消防・自衛隊のOBの活用について市町村と研究してみたい。

(3) 風水害対策について

- ・昨今の豪雨により、100年確率から1000年確率の想定となると、浸水区域が拡大し、避難できる場所が限られてくる。県立施設も、避難所としての利用の検討をお願いしたい。
- ・大雨時のダムの放流について、周辺の住民等への周知方法の検討が必要である。また、訓練についてもやっていく必要がある。
- ・鳥取自動車道及び国道53号の通行規制の解除のタイミングについて、柔軟に対応できないか。天気は回復しているのに何故解除されないのかと苦情が寄せられた。国交省に対して、もっと臨機応変に対応いただくよう申し入れて欲しい。

【知事コメント】

- ・避難所については、近隣の市町村同士融通する等広域的な検討も必要である。県立施設を避難所として解放することと合わせて、今後市町村と協議したい。
- ・放流のサイレンが聞こえない家もあるとのご意見をいただいたので、サイレンに変わるものをいかにするかも含め、ダム所在の市町村と相談しながら、今後の放流対策を考えていきたい。
- ・道路の通行規制については、柔軟な対策をとれないか、国交省と協議したい。

災害に強い地域づくり

1 自主防災組織の強化

- 県では、市町村と連携して自主防災組織の設立や活動を支援しているが、過疎化や高齢化の進展により、防災リーダーをはじめとする自主防災組織を支える人材の不足という問題も発生しており、鳥取県中部地震の際も、平日昼間には十分な活動ができないという意見が出ていた。
- 人と人の絆が強く、地域での支え愛に自発的に取り組まれている本県の特性を生かしながら、住民主体の防災体制づくりをさらに進める必要がある。
- 県としても鳥取県中部地震を踏まえて取組の充実を図っており、市町村におかれても一層の取組をお願いしたい。

<県の主な取組>

(1) 人材育成

- ・自主防災組織に対する指導・助言を行う地域防災リーダーを育成するため、「防災士養成研修」や「スキルアップ研修」を3年間集中的に実施。

<防災士養成研修> (予算額: 1, 428千円)

対象者 自主防災組織の役員、消防団員、県・市町村職員、一般県民等 約180名

場所 県中部

実施時期 平成30年1月

内容 防災に関する講義(土日の2日間)等の後に資格取得試験を行う。

<スキルアップ研修> (予算額: 1, 902千円)

対象者 自主防災組織の役員、消防団員、防災士等の地域の防災活動において指導的役割を担っている人

場所 鳥取県消防学校等(3箇所)

実施時期 平成29年11月頃

内容 状況付与型の災害図上訓練、気象情報の活用、避難行動要支援者対策の講義等

(2) 自主防災組織等の活動への主な支援

- ・市町村が実施する自主防災組織に対する助成や指導を行う専門家の配置に要する経費に対し、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援(事業費の1/2)。
- ・自主防災組織をはじめ住民が主体的に取り組む防災体制づくりを支援(日野ボランティア・ネットワークから専門家を派遣)。
- ・防災研修等を開催する自主防災組織に対し、講師として鳥取県自主防災活動アドバイザー派遣。
- ・土木防災・砂防ボランティアや有識者といった土木、森林の専門的な知識をもつ者を現地に派遣し、住民と一緒に土砂災害や浸水害の危険箇所を調査。
- ※ 平成28年4月1日現在の自主防災組織の組織率は、82.0%となり、初めて全国平均(81.7%)を超えた。

2 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

鳥取県中部地震や本年1月・2月の豪雪時に、住民相互の支え合いによる安否確認や避難支援、住民による自主的な立ち往生車両への支援など、住民主体の防災活動の重要性が改めて認識されたことから、住民主体による防災体制の強化を図る取組を支援していくため、

- ① 避難行動要支援者名簿情報の支援関係者への提供について、当該市町村の条例に特別の定めを設けること(条例の運用について個人情報保護審議会の答申を得る場合を含む)により、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとの支援計画を作成するよう、引き続き努めていただきたい。
- ② 市町村におかれては、市町村社協や自治会等と連携して、地域住民が主体となって進める「支え愛マップ」づくりの普及、これを通じた避難行動要支援者支援体制の充実をお願いしたい。その際、「支え愛マップ」づくり等に取り組むモデル地区への補助制度やマップづくりを支援する専門人材養成研修、住民向け意識啓発研修制度を活用に努めていただきたい。

○市町村と県の協働

支え愛マップづくりについては、これまでも推進していただいているが、中部地震及び豪雪の教訓を踏まえ、一層の普及について一緒に取り組んでいただきたい。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 第21条

2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きに規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。

3 支援関係者は、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ(平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。以下同じ。)の作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

- 「支え愛マップづくり」の状況【目標 600 地区：平成 31 年度末】
 - ・平成 24 年度から取り組みをスタートし、454 地区が作成（全体は 2,689 地区）

○「支え愛マップづくり」を推進するための助成制度等

事業名	事業概要
災害時要支援者対策促進事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：支え愛マップの作成を通じた災害時の避難支援の仕組みづくり等 ○予算額：650 千円×150 地区×1/2=3,750 千円
災害時要支援者対策ステップアップ事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：地域支え愛会議の運営、支え愛マップづくりで共有された要支援者の避難支援に係る課題解決に向けた共助の取組 等 ○予算額：@100 千円×30 地区×1/2=1,500 千円
災害時要支援者対策モデル事業 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：支え愛マップ作成、避難訓練から支え愛避難所想定施設の機能整備まで一連の取組 ○予算額：@100 千円×30 地区×3/4=2,250 千円
支え愛マップ作成に係る人材育成研修 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：市町村社協、市町村職員等の支え愛マップ作成支援者を対象とした、マップ作成支援能力の向上を目的とした専門研修 ○予算額：1,307 千円
住民等向けの意識啓発等に係る研修 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：住民の共助の取組のきっかけとなるよう、マップの活用事例や、マップ作成について知っていただくための基礎研修 ○予算額：321 千円
住民主体の防災体制づくり事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：防災体制支援員の派遣等 ○予算額：2,645 千円
震災復興活動支援センター設置事業	○対象事業：震災からの復興に向けた住民活動・民間活動に対しての支援 ○予算額：13,039 千円

3 福祉避難所の設置及び施設運営体制

- 災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるための施設である福祉避難所に対し、受入に必要な備品等を事前配置する市町村に対する補助制度を創設した。
- 災害時に福祉避難所が迅速確実に開設されるよう、応援協定内容の点検や補助制度を活用した備品の整備など、福祉避難所の整備に引き続き取り組んでいただきたい。

○市町村と県の協働

福祉避難所については、中部地震の教訓を踏まえ、開設運営について市町村と県が一緒に取り組み、これまでも相談してきたところであり、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例でも明記したところ。

- 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 第 24 条
- 3 市町村長は、必要に応じて福祉、医療等の関係者の協力を得て、避難所等に避難した高齢者、障がい者、外国人等について、その多様な特性に配慮し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○福祉避難所の確保の状況

各市町村において、福祉避難所の指定に向けた取組を実施していただき、17 市町村で指定、残り 2 町も指定準備中 (H29.7 現在)

○福祉避難所の施設整備

福祉避難所に予定されている協定締結等による民間施設、また公共施設について、協定内容、施設の設備等を点検し、福祉避難所としての開設、運用に必要な備品等を確認していただきたい。

県の補助事業を創設したので、ご活用いただき、積極的な整備と速やかな開設に努めていただきたい。(市は民間施設と協定を締結し、町村は公共施設を指定して確保しているところが多い。)

<福祉避難所事前配置資機材整備事業(平成 29 年度 6 月補正予算)>

- ・対象事業：福祉避難所に必要な機材等の整備に対する取組
- ・予算額：@300 千円×30 箇所×1/2=4,500 千円

○福祉避難所の開設時の運営体制整備

現在、開設運営に向け、関係機関(社会福祉士会・介護福祉士会・介護支援専門員連絡協議会等)と協議しており、また老人保健施設協会、老人福祉施設協議会とも協議を行うこととしている。

これらを踏まえて、関係機関等の連携、支援の体制についても協議を行うので、福祉避難所の早期開設及び円滑な運営についてご協力をお願いしたい。

鳥取県被災者住宅再建支援制度 の見直しについての基本的な考え方（試案）

将来の自然災害により、大きな住宅被害を受けた地域における速やかな再建・修繕の促進に備えるため、中部地震で拡充・新設した支援制度の大枠については維持することとする。

【制度の基本構成について】

- (1) 全壊・半壊世帯(損害基準判定20%以上)に対する支援は継続する。
- (2) 賃貸住宅への支援、半壊世帯の新築・購入への支援、住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁の修繕への支援等については、中部地震で実施した方式を改善することを基本に、今後速やかに検討を行い結論を得る。
- (3) 一部破損世帯に対する支援は今後も行ふこととし、条例改正を含め今後速やかに検討を行い結論を得る。
 - ①一部破損世帯(損害基準判定10%以上20%未満)に対する支援(上限30万円)は「被災者住宅再建支援基金」による制度化を検討。
 - ②小規模住宅被害(損害基準判定10%未満)に対する支援は、中部地震で実施した方式を改善することを基本に、県と市町村の役割分担や、義援金・ふるさと納税等の活用、災害時に協議して対応する方式も含め、今後速やかに検討を行い結論を得る。
- (4) 基金積立ては平成30年度から再開することとし、その総額の設定、段階的な基金の拡充、災害時に協議して対応する方式も含め、速やかに検討を行い結論を得る。

【現行制度】鳥取県被災者住宅再建支援条例による支援の概要

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県と市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して住宅再建支援を行うことにより、被災地域の力強い復興を促進し、地域の維持と再生を図る。(国の「被災者生活再建支援制度」の支援対象となっていない部分を県制度で支援。)

- ・鳥取県被災者住宅再建支援条例：平成 13 年 7 月 6 日公布（最終改正：平成 24 年 10 月 19 日）
- ・参加市町村：全 19 市町村
- ・基金造成：平成 13 年 11 月 30 日

(1) 支援対象となる自然災害（条例第 2 条（1））

暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火等の自然現象により生ずる災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村に協議して指定したもの。

ただし、被災者生活再建支援制度（国の制度）の対象となるものを除く。

ア	県内において 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
イ	1 の市町村の区域において 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
ウ	1 の集落においてその世帯数の 2 分の 1 以上で、かつ、2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
エ	アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害

※前項第 1 号アからウまでの規定を適用する場合には、2 の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって 1 の世帯の住宅の全壊とみなす。

(2) 支援の内容（条例第 4 条）

半壊以上の世帯を対象に、下表に示す限度額の範囲内で支給する。（単位：千円）

区 分		全 壊	大規模半壊	半 壊	支給対象経費
被災住宅に代わる住宅 の建設・購入	単数世帯	2,250	1,875		使途不問
	複数世帯	3,000	2,500	-	
被災住宅の補修	単数世帯	1,500	1,125	750	・全壊、大規模半壊は使途不問 ・半壊は、住宅補修経費
	複数世帯	2,000	1,500	1,000	

※住宅の建設・購入は、被災住宅の所在した市町村の区域内に建設・購入するものに限る。

(3) 支援金の財源内訳（条例第 4 条、第 9 条）

鳥取県被災者住宅再建支援基金 (8/10) + 県費 (1/10) + 被災市町村費 (1/10)

(4) これまでの経過等

- ・当初積立目標額 50 億円
- ・平成 13 年度～19 年度は、毎年 2 億円ずつ拠出（県 1 億円、市町村 1 億円）
- ・平成 19 年度に国の制度（被災者生活再建支援制度）が創設されたことにより見直し
 - ・県制度の支援対象者は、国制度の対象者を除くこととした。
 - ・積立目標額を、50 億円から 20 億円に下方修正
 - ・平成 20 年度以降の拠出額を、毎年 1 億円（県 5 千万円・市町村 5 千万円）に見直し
- ・平成 24 年度に基金造成額が 20 億円に達したため、25 年度以降は運用益のみ積立
- ・中部地震による取崩し前の基金残高 2,153,367 千円

弾道ミサイルの落下時の対応について

- 1 北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次ぎ緊迫した状況が続いており、不測の事態に対応するため、住民等への弾道ミサイル落下時の行動の周知や住民避難訓練の実施などに積極的に取り組んでいただきたい。

* 8月19日(土)に琴浦町が、国、県と共同の住民避難訓練を実施(県内初)


- 2 本県独自の弾道ミサイル落下時の対応マニュアルの作成に着手しており、国等の協力も得ながら来年(平成30年)2月の弾道ミサイル着弾を想定した国民保護訓練(国、県、鳥取市共催)で検証する。

* 7月29日の本年2回目のICBMの発射を踏まえ、8/19(土)の琴浦町の住民避難訓練(国、県、琴浦町共催)に合わせて鳥取県独自の「弾道ミサイル落下想定国民保護図上訓練」を実施し、対応マニュアル(ドラフト版)を、まず、この訓練で検証することに前倒し。

県の対応マニュアル作成と並行し、市町村の対応マニュアルについても防災対策研究会等を活用して県と市町村の協働で作成したいので、御協力をお願いしたい。

1 弾道ミサイル落下時の行動

* 国民保護ポータルサイト(内閣官房)より抜粋



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiyout/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます —

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

Jアラート 例 直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに屋内に避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

できる限り頑丈な建物や地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

2 弾道ミサイル落下を想定した訓練

(1) 訓練実施状況(予定を含む)

<国との共同訓練>

平成29年8月19日 住民避難訓練(国、県、琴浦町の共催)
平成30年2月 国民保護訓練(国、県、鳥取市の共催)

<県独自の訓練>

平成29年6月6日 国民保護図上訓練(県開催) *実施済
8月19日 国民保護図上訓練(県開催)

(2) 住民避難訓練の実施を検討中の市町村 *平成29年6月確認時点

米子市、倉吉市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町

- 7 -

3 弾道ミサイル落下時の対応マニュアル

(1) 対応マニュアルの想定項目

- ア ミサイル発射、着弾等の情報の収集、把握、伝達（住民への周知）
- イ 立入禁止区域の設定と広報
- ウ 被災者の救助、簡易除染、救急搬送、医療の提供
- エ 住民等の緊急避難誘導、簡易検査、救援
- オ 緊急時モニタリングの実施 など

(2) 作成スケジュール（予定）

- 平成29年7～12月 県及び市町村のマニュアルの検討・作成
 - * 防災関係機関実務者との協議、国民保護訓練内容の協議・検討
 - * 適宜防災対策研究会での意見交換
- 平成29年8月19日 県独自の国民保護図上訓練の実施（対応マニュアル（ドラフト版）の検証）
- 平成30年1月 県及び市町村のマニュアル（案）の概成
 - 2月 国民保護訓練の実施（マニュアル（案）の検証）
 - 2～3月 県及び市町村のマニュアル（案）の見直し・成案
 - * 防災対策研究会での意見交換

4 北朝鮮による弾道ミサイル発射の状況

北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次いでおり、平成28年は15回23発、平成29年も既に11回14発（7月28日現在）を発射しており、7月28日の深夜に発射された大陸間弾道ミサイル（ICBM）は、約45分間、高度3,700km以上飛行し、射程が1万キロ超（米本土にも到達可能）とも言われ、北朝鮮のミサイル技術は確実に高まるとともに、北朝鮮の脅威はますます高まっている。

<弾道ミサイル発射の状況>

月日 (H29)	発射数 (累計)	特記事項	参考：H28状況(累計) ※〔 〕内は発射日、発射数(丸囲み)
2.12	1 (1)		2月:1 (1) [7①]
3. 6	4 (5)	EEZ内（男鹿半島西約350km）に3発落下	3月:3 (4) [10②, 18①]
3.22	1 (6)		4月:4 (8) [15①, 23①, 28②]
4. 5	1 (7)		5月:1 (9) [31①]
4.16	1 (8)		6月:2 (11) [22②]
4.29	1 (9)		7月:4 (15) [9①, 19③]
5.14	1 (10)		8月:3 (18) [3②, 24①]
5.21	1 (11)		9月:3 (21) [5③]
5.29	1 (12)	新潟県佐渡島から約500km、島根県隠岐諸島から約300kmのEEZ内に落下。	10月:2 (23) [15①, 20①]
7. 4	1 (13)	EEZ内（大和堆付近）に落下	
7.28	1 (14)	EEZ内（奥尻島北西約150km）に落下	

人口減少対策について

1 鳥取県の人口動向（平成 28 年）

- ▶ 平成 28 年の出生数は過去最低を更新、死亡者数は増加したことから、自然減が加速化
 ⇒ 希望出生率(1.95)を実現するための出会いの機会の創出や結婚支援、相談体制の充実(経済的負担軽減施策)等の子育て支援施策の更なる展開が必要。
- ▶ 県外からの転入は減少したが、県外への転出が減少したことにより社会減は減少するとともに、IJUターンの受入者数は過去最高を記録(2,022人)
 ⇒ 社会減解消に向け、大学新卒者をはじめとする県出身若者の積極的なUターンの働きかけなど、より一層の戦略的な取組が必要。

(1) 自然動態の推移

●出生数が過去最少 ㉘4,436人 ←㉗4,624人 ▲188人

●死亡数が増加 ㉘7,357人 ←㉗7,271人 +86人

＜自然動態の推移＞

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
自然増減	▲2,157	▲2,027	▲2,303	▲2,511	▲2,549	▲2,647	▲2,921
出生数	4,790	4,931	4,771	4,759	4,527	4,624	4,436
死亡数	6,947	6,958	7,074	7,270	7,076	7,271	7,357

＜合計特殊出生率の状況＞

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
鳥取県：合計特殊出生率	1.43	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62	1.60	1.65	1.60
(全国順位)	17位	13位	13位	8位	9位	7位	8位	7位	11位
全国：合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
出生数(人)	4,878	4,876	4,790	4,931	4,771	4,759	4,527	4,624	4,436
前年比増減		△2	△86	141	△160	△12	△232	97	△188

(2) 社会動態の推移

●県外からの転入数はやや前年を下回る ㉘10,221人 ←㉗10,507人 ▲286人

▶ IJUターンの受入者数… ㉘2,022人 ←㉗1,952人 +70人

○県外への転出数が減少 ㉘11,312人 ←㉗11,807人 +495人

▶ 20代前半の転出超過数… ㉘▲818人 ←㉗▲1,051人 +233人改善



転出超過が減少 ㉘▲1,091人 ←㉗▲1,300人 +209人

＜社会動態の推移＞

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
社会増減	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300	▲1,091
県外からの転入数	10,665	10,635	10,431	10,224	10,485	10,507	10,221
県外への転出数	11,904	11,918	11,816	11,910	11,594	11,807	11,312

自然動態に係る参考資料

出生順位別の動向（出生数及びその割合）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第1子	2,073 (42.0%)	2,037 (42.7%)	2,048 (43.0%)	2,036 (45.0%)	2,005 (43.4%)	1,908 (43.0%)
第2子	1,877 (38.1%)	1,744 (36.6%)	1,744 (36.6%)	1,568 (34.6%)	1,632 (35.3%)	1,564 (35.3%)
第3子以上	981 (19.9%)	990 (20.8%)	967 (20.3%)	923 (20.4%)	987 (21.3%)	964 (21.7%)
合計	4,931 (100%)	4,771 (100%)	4,759 (100%)	4,527 (100%)	4,624 (100%)	4,436 (100%)

出典：厚生労働省「人口動態統計」

婚姻件数の推移

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
2,883	2,758	2,834	2,697	2,759	2,719	2,663	2,681	2,444

出典：鳥取県福祉保健課「鳥取県人口動態統計」

生涯未婚率の推移

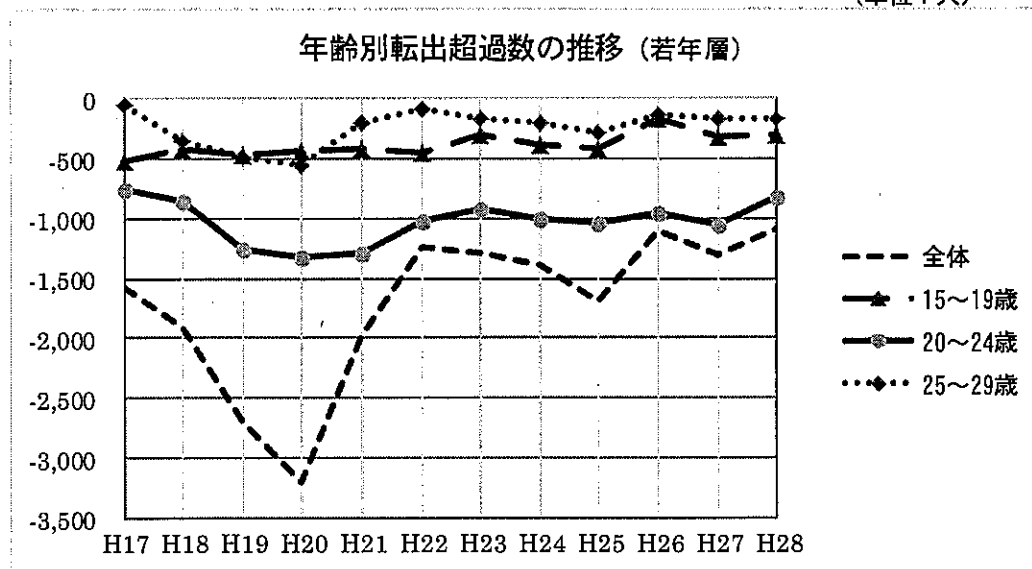
	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
男	1.21	1.18	1.10	1.12	1.72	3.70	10.78	14.75	19.39	23.90
女	0.89	0.91	1.28	2.51	3.05	3.39	4.30	5.21	8.06	12.20
(全国) 男	1.74	1.46	1.26	1.70	2.60	5.57	12.57	15.96	20.14	23.37
(全国) 女	1.47	1.35	1.87	3.33	4.45	4.33	5.82	7.25	10.61	14.06

出典：国立社会保障・人口問題研究所による算出

社会動態に係る参考資料

＜若年層の転入転出の状況＞

(単位：人)



年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	▲3,202	▲1,977	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300	▲1,091
15～19歳	▲441	▲412	▲444	▲293	▲383	▲414	▲159	▲307	▲291
20～24歳	▲1,320	▲1,290	▲1,020	▲914	▲1,002	▲1,039	▲951	▲1,051	▲818
25～29歳	▲556	▲199	▲77	▲170	▲198	▲285	▲134	▲159	▲163

出典：鳥取県統計課「県人口移動調査」

＜10代・20代の人口推移＞

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	594,915	591,150	588,667	585,475	581,870	577,642	574,022	573,441	569,579
15～19歳	31,373	30,681	27,864	28,680	28,682	28,125	27,723	26,385	27,211
20～24歳	27,226	26,850	24,777	22,875	22,140	22,163	22,833	22,602	21,592
25～29歳	31,049	29,538	30,209	29,318	27,980	26,101	24,097	25,632	24,564

出典：鳥取県統計課「鳥取県年齢別推計人口」

2 人口減少克服に向けた取組

(1) 移住・定住対策の拡充

＜市町村と共に進めたい連携内容＞

①移住者に必要な環境整備（空き家確保等）

- ・空き家の確保に向け、所有者に対して固定資産税の納税通知の際に理解促進や意識啓発を行うなどの取組を共に進めたい。

【空き家活用に向けた支援の実績（H28年度）】

空き家等の購入・修繕支援：53軒／家財道具処分支援：23軒

- ・長期間空き家であるほど改修費用が増加する傾向にあることから、将来空き家になる可能性がある物件を早期に把握する取組を連携して進めたい。
- ・中山間地域の空き家を改修し、シェアハウスとして企業等に貸し出すなど、新たな発想による移住・定住へつなげる取組を連携して進めたい。

②移住・定住に必要な情報発信

- ・「とっとり移住応援メンバーズカード」協賛店舗のさらなる拡大や、市町村主体の様々な移住イベント等でのPRを通じた会員増加を連携して進めたい。

協賛店舗	会員数
約1200店舗	約850名

- ・広報誌等の活用により、県内企業で働く魅力や、奨学金返還助成などの支援制度を紹介していただきたい。
- ・SNS等による情報発信において会員へ提供できる素材提供をお願いしたい。

【SNS等登録者数】

LINE：約800名／メールマガジン：約3200名／フェイスブック：約350名

- ・同窓会や成人式などの機会に、県外に転出している若者に対し、移住定住に関する各種支援策や、充実した子育て環境などを発信したい。
- ・移住者の受け皿団体の更なる拡大に向けて、連携して取り組んでいきたい。

③若者の移住定住対策の推進

- ・とっとり暮らしワーキングホリデーを推進するため、参加者が鳥取への愛着を感じられるよう、滞在中の声かけ、イベント等へのアテンド、宿泊場所の提供、移動手段の相談等連携して取り組んでいただきたい。

【とっとり暮らしワーキングホリデーの申込状況等（59人）】※平成29年8月14日時点

内訳	人数	勤務地
実施決定	24人	東部（観光施設、製造業、飲食業、地域活動団体）、中部（地域活動団体）、西部（飲食業、宿泊観光施設、地域活動団体）等
今後実施	35人	※勤務日調整中

- ・現在、中学校においてもライフプラン教育に取り組まれていることから、授業への保護者参加の呼びかけを行っていただくとともに、授業内でのパンフレット「鳥取県で暮らしたら？」の活用・配布を検討いただきたい。
- ・併せて、市町村で行われる成人式の際のパンフレット配布も検討いただきたい。

(2) 雇用のミスマッチ解消・県内就職の強化

＜市町村と共に進めたい連携内容＞

① 就職者の増加と企業の人材確保・育成を支援する取組の強化

- ・「県立ハローワーク」の開設（7/3 米子、境港、東京、関西）により職業相談から職業紹介ま

で一貫した支援を生活相談等の支援と併せて提供するなど、就職者の増加と企業の人材確保・育成を支援する取組を実施しており、求人・求職者等の掘り起こしや市町村の広報を活用した周知等に協力をいただきたい。

【鳥取県立ハローワークの特色】

- ◆在職者に配慮した土曜日開所・夕方の時間延長、移動ハローワークの開催、東京・関西での移住相談と連携したナイター相談会開催など、求職者や求人企業の利便性を追求。
- ◆市町村や商工団体等の関係機関と連携した求職者の掘り起こし、企業に出向いての求人開拓、企業の魅力発信や働きやすい雇用環境調整の提案など、企業の人材確保を支援。
- ◆県独自の求人・求職者開拓により、正規雇用支援、若者の県内就職・産業人材の移住を促進。特に、若者・女性・シニア・就職困難者については、伴走型支援により正社員化を支援。

【平成 29 年 7 月 県立ハローワーク利用状況 (7/3～7/31)】

	米子	境港	東京	関西	計
新規求職件数	192	25	7	5	229
新規求人件数	114	70	—	—	184
紹介状発行	46	15	6	2	69
就職決定件数	17	5	—	—	22

②インターンシップの推進

- ・県内企業への関心を高め優秀な人材確保へと繋げるため、鳥取インターンシップ推進協議会を設立し、主に大学生を対象とした県内企業でのインターンシップを推進しており、共に動機付けにつながる取組を進めたい。

【インターンシップ参加状況】

	夏参加学生	春参加学生	合計	受入協力企業
H26	92人	37人	129人	67社
H27	89人	73人	162人	116社
H28	135人	113人	248人	135社

(3) 子育て支援策の充実

＜市町村と共に進めたい連携内容＞

①さらなる子育て環境の充実

- ・ネウボラの設置及び産後ケア等の充実による妊娠から出産、育児の不安解消への取組を促進していただきたい。

【子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）設置状況】

設置市町村数	産前・産後支援事業	子育て支援事業	個別支給事業
17 市町村	16 市町村	16 市町村	18 市町村

※設置市町村は、今年度中設置予定の1町を含む

②えんトリーを核とした婚活支援

- ・えんトリーでは、平成 28 年 3 月 29 日にマッチング（会員のお引き合わせ）を開始以降、成婚数が 32 組（H29 年 7 月末現在）、カップル成立数 延べ 238 組となっており、一定の成果を上げている。
- ・今年度は、えんトリーを中心として、結婚支援に関係する各主体（県、市町村、企業、婚活イベント実施団体）のネットワーク化を図ることとしている。ネットワークへの参加とえんトリーの会員数増、出会いの機会の充実に向けた取組にご協力いただきたい。

○市町村の広報、HP等でのPRを通したえんトリーの認知度の向上

○公民館等での出前登録相談会の開催実施

○えんトリー出会いサポーター（お引き合わせやフォローアップを担うボランティア）の増加

全国知事会議の開催結果について

平成29年8月21日
広域連携課

平成29年7月27日（木）及び28日（金）に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 日時・場所

平成29年7月27日（木）及び28日（金） ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING（岩手県盛岡市）

2 出席者

平井鳥取県知事ほか各都道府県知事

3 概要

この度の全国知事会議は、サブタイトルを「孤立社会から共生社会へ-地方から日本を変える-」と銘打ち、お互いの立場を尊重し、都市と地方が共存することが真の自治であることを訴えるものとなった。

東日本大震災以降、初めて被災地で開催される知事会議となったこともあり、国民みんなで力を合わせ復興（復幸）を成し遂げ、災害の教訓を次世代に継承し、あらゆる災害に負けない「千年国家」を創り上げる旨の「岩手宣言」が採択された。

また、緊迫する北朝鮮情勢への対応、地方税財政、地方創生、社会保障、地方分権など、地方を取り巻く諸課題を克服すべく、2日間にわたり活発な議論が交わされ、国に求める決議等を取りまとめた。

4 主な議題における意見交換の内容

(1) 安心・安全防災関係

北朝鮮によるミサイル発射が相次ぐ中、ミサイル飛来時の情報伝達を的確に行うこと及び住民避難の訓練内容を充実させることなどを求める決議、また、日本の排他的経済水域における北朝鮮船による我が国漁船に対する妨害行為や漁具の不法窃取などに対する取締強化を求める緊急要請を取りまとめた。（資料1：緊迫する北朝鮮情勢への対応の充実・強化について、資料2：日本海域における北朝鮮漁船による日本漁船への危険行為に対する日本政府の行動を求める緊急要請）

さらに、住宅耐震化を促進するために財政措置の充実などを求める緊急提言、原子力発電所の安全対策及び防災対策を求める提言等を取りまとめた。

(2) 地方税財政関係

一般財源の総額確保、トップランナー方式により生み出された財源を地方に還元すること、基金残高増加をもって地方財政余裕論を展開することへの反論、歳出特別枠の堅持などを盛り込んだ提言を取りまとめた。

同提言には、昨年度の税制改正大綱において「平成30年度税制改正において結論を得る」とされた森林環境税（仮称）に関して、税收の全額を地方に配分すること、各府県が独自に導入している超過課税への影響が生じないように調整すること、林業分野における市町村の体制強化に向けた支援などを求める内容も盛り込まれた。

平井知事は、森林環境税（仮称）に関して、財源及び役割分担において都道府県と市町村が連帯するような仕組みが必要であること、さらに、法人事業税の分割基準が機能しておらず、税收格差が生じているため見直しが必要であることの見解を表明した。

(3) 地方創生・人づくり関係

地方創生に関して、地方創生交付金の自由度向上と規模拡大、政府関係機関の移転促進に加え、あらゆる分野で人材不足が深刻になっていることを踏まえ、人材育成及び確保のための財政支援充実を求める緊急決議を取りまとめた。（資料3：地方を支える「人づくり」のための緊急決議）

また、東京23区における大学定員増の抑制を求める特別決議に関し、賛成意見が多数を占める中、東京都及び新潟県から反対意見があったため、その反対があった旨を付記した上で、特別決議を取りまとめることとなった。（資料4：地方の未来を担う人材育成に向けた地方大学の振興及び東京における大学の定員増の抑制等に関する特別決議）

さらに、高速道路、新幹線等の早期整備、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上等を盛り込ん

だ特別決議、少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本的強化を求める提言も取りまとめた。

(4) 社会保障関係

保育士や介護人材など福祉人材が不足していることを踏まえ、社会保障制度の維持のために必要な福祉人材の確保、労働環境の整備等を求める特別決議などを取りまとめた。(資料5：福祉人材確保のための特別決議)

(5) 憲法・地方分権関係

平成31年の参議院選挙に向け合区問題の抜本的解決策を示すこと、現行憲法において「地方自治の本旨」が抽象的・理念的であることから、より具体的に規定するよう検討することを求める決議について活発な議論が交わされた。

合区問題に関し、解消を強く求める意見が多数を占める中、「投票価値の平等という憲法上の大原則を貫くための合区を行うことについて、この手法について否定されるべきではない」(大阪府)、「参議院における合区解消や参議院を地域代表制とすることは、法の下での平等という観点から賛同はできない、慎重な議論をお願いする」(愛知県)と意見表明があり、「一部反対意見(大阪府)及び慎重意見(愛知県)があったことを申し添える。」と付記した上で決議を取りまとめた。(資料6：国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議)

憲法に関しては、具体的な規定を検討するプロジェクトチームを全国知事会に設けることが決定し、検討を進めていくこととなった。

また、地方分権改革に関し、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた地方税財源の充実・確保、国の政策決定への地方の参画、「従うべき基準」の見直し、国・都道府県・市町村間で多様かつ柔軟な連携に加え、これまでの国と地方の役割分担を乗り越えた新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営などを盛り込んだ提言を取りまとめた。(資料7：地方分権改革の推進について)

緊迫する北朝鮮情勢への対応の充実・強化について

北朝鮮による核実験の実施、ミサイル発射が相次ぐ中、脅威が新たな段階に入ったことを示す大陸間弾道ミサイル（ICBM）やこれらに伴う軍事衝突の可能性など、北朝鮮情勢はこれまでにない緊迫し、我が国への影響も懸念されることから、国民の不安は増大している。

よって、国におかれては、国民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の事項について、積極的かつ早急に取り組まれることを強く要請する。

- 1 度重なるミサイルの発射と核実験は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議に違反する行為である。北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、拉致問題の解決も含め、国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- 2 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るための措置として、ミサイル飛来時の情報提供を確実にを行うとともに、飛来への備え、落下時の避難行動等について、的確な情報提供を行い、引き続き国民の理解の深化を図ること。
- 3 ミサイル発射の兆候・発射情報については、地方公共団体をはじめ、日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- 4 地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・防災関係機関などが事案発生時の住民避難等の対応や備えの具体化を図るため、ミサイルの飛来又は落下の可能性がある場合に関係機関が取るべき対応を明確化するとともに、国民保護計画の見直し等について必要な支援を行うこと。
- 5 国は、地方公共団体や関係機関、民間事業者との連携を強化し、住民の避難への備え及び安全確保や、様々な場所における訓練及び実践的な訓練の実施を図ること、また、これらのことについて地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、その実効性をより確保するための必要な措置及び支援を行うこと。また、万が一、被害等が発生した場合の対応について、国において万全の措置を講じること。
- 6 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。
- 7 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること、また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成 29 年 7 月 27 日

全 国 知 事 会

日本海域における北朝鮮漁船による日本漁船への危険行為に対する

日本政府の行動を求める緊急要請

日本海の我が国排他的経済水域に位置する大和堆では、昨年 10 月以降、多数の北朝鮮籍とみられる漁船の操業が目撃されるようになり、本年 6 月には数百隻規模にまで達しました。

このような中で、我が国漁船が北朝鮮船のものとみられる刺網をスクリーンに巻き込む事故の発生や、我が国漁船操業に対する妨害行為や漁具の不法窃取など、漁船の航行や操業に重大な支障を来すだけでなく、漁業者が身体の危険を感じるような事態となっています。

漁業者の命を守り、国民の財産である水産資源を守るため、次の事項について、政府として至急行動するよう強く要請します。

- 1 関係機関の従来活動に加え、さらに当該海域における海上保安庁巡視船、水産庁漁業取締船を常時配備すること
- 2 違法操業船に対する実効性のある強力な取締りを行うこと
- 3 我が国操業漁船への迅速かつ正確な情報の提供をすること
- 4 北朝鮮政府に対する厳重な抗議を行うこと

平成 29 年 8 月 8 日

全 国 知 事 会

地方を支える「人づくり」のための緊急決議 ～地方へ人が「流れる」、地方で人が「輝く」～

全国知事会
平成29年7月

今や、あらゆる分野で人材の不足が深刻になりつつある。

本年5月には、有効求人倍率は1.49倍となり、昨年よりすべての都道府県で1倍を超える状況が続いている。これが、地域経済の成長の足かせとなるだけでなく、担い手不足による農地・山林の荒廃等を招き、更に、医療や介護・保育等の住民生活の基盤をも揺るがすなど、地域社会の崩壊につながりかねない事態となっている。

このような状況を打破するためには、すべてのライフステージにわたって、地方への人の「流れ」を強く生み出すとともに、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなければならない。

我々地方は、こうした地域社会の実現こそ、我が国の未来を創造するとの認識に立ち、地方を支える人づくりに自ら全力で取り組んでいるところである。

国においても、地方への新しい人の流れを作るため、地方創生に資する大学改革をはじめとした具体策が示された。

しかしながら、一方で、先月、私立大学の定員増について、東京23区内で全体の約4割にも及ぶ認可があったところであり、依然として東京一極集中の流れに歯止めがかかるに至っていない。

国においては、改めて、地方における人材不足が危機的な状況にあること、そして、それを克服することこそが更なる日本の成長に繋がるとの認識に立ち、別紙1のとおり、あらゆる角度からきめ細かな人材の確保・育成を支援するため、直ちに、地方と連携して抜本対策を講ずるよう求める。

加えて、これまで進めてきた地方創生に関する別紙2の措置について速やかに実行することを求める。

地方を担う人づくりに関する緊急抜本対策

1 ライフステージに応じた人材の育成・確保

(1) 大学就学前

- ・ 地方の魅力に触れ、地方と都市の両視点から多面的な考え方のできる人材を育成するため、都市部の小学生、中学生、高校生を対象として、農村等の地方での学習・生活体験の受講を必修化するとともに、二地域居住、働き方改革の促進に資する教育制度を創設すること。
- ・ 地方の産業を担う即戦力として期待される高校生に対して、高度かつ実践的な教育、さらには長期インターンシップを提供するため、研修・訓練施設等の整備、指導者の確保に対して支援すること。
- ・ グローバル人材の育成を図るための支援制度を構築すること。
- ・ 奨学金の交付等により地方大学等への進学を支援する人材育成制度を創設すること。
- ・ 幼児教育・保育の早期無償化、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設等、少子化対策の更なる充実を図ること。
- ・ 給付型奨学金の対象者及び支給額の拡充、子ども食堂等、子どもの居場所づくり事業への支援の拡充等、子どもの貧困対策の更なる充実を図ること。

(2) 大学就学期

- ・ 東京23区内の大学の定員増を抑制するため、直ちに「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」を改正し、本年10月に延期された2回目の定員申請に適用するとともに、次期通常国会において、特色ある地方大学への改革及び若者の雇用機会の創出と併せて立法措置を講ずること。

(注：東京都及び新潟県は、東京23区内の大学の定員増を抑制すべきではないとの意見を表明した。)

- ・ 地方大学・学部の新增設について、大学設置基準の弾力的運用を認める特例措置を創設すること。
- ・ 地方大学が地方公共団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリ

ーダーシップのもと、地域の産業構造に応じて中核的な産業の拡充と専門人材の育成、さらにはグローバル人材の育成に地域が一丸となって取り組むプロジェクトやそのための施設整備等に対して、国家的プロジェクトと位置付けて、国による高率の財政支援制度を創設すること。

- ・ サテライトキャンパスの地方への設置等、地方への大学移転の促進に係る仕組みを構築すること。
- ・ 低廉な授業料、入学料の設定への特別な財政支援や、地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実を図ること。
- ・ 本年5月の学校教育法の改正により、新たな高等教育機関として創設された専門職大学及び専門職短期大学について、設置基準の制定に当たっては、教員の配置や施設整備等に関して地方の実情に十分配慮するとともに、産業界や経済団体等との連携の確保や安定的な運営が図られるよう、設置・運営に関してハードとソフトの両面から、財政支援を行うこと。

(3) 就職期・社会人期

- ・ 平成29年度末をもって適用期限が到来することになっている地方拠点強化税制について、制度の継続はもとより、支援措置の対象となる施設の追加、「地域再生計画」において設定する支援対象区域の拡大、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和等、支援内容の更なる拡充を図ること。
- ・ 企業版ふるさと納税制度について、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対しても企業版ふるさと納税が活用できるようにするなど、柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。
- ・ 学生の地方への還流や定着を促す奨学金返還支援制度について、全国展開が図られるよう、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用が可能となる制度に見直すとともに、財政支援の拡充を行うこと。
- ・ 地方在住学生の地方企業への定着促進の支援や、企業の地方移転に伴う、空き家の取得や改修、用地取得、住環境の整備等に対する支援を推進すること。
- ・ 東京圏の学生の地方企業へのインターンシップ、若者の地方企業見学ツアー、若年求職者の地方への就職活動を促す制度を創設するなど地方への人の流れを

生み出す施策を推進すること。

(4) 退職後（高齢期）

- ・ 地域コミュニティや地域経済の担い手としての期待が高まる元気高齢者の就業機会の確保、生きがい創出を積極的に図るとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方移住や二地域居住を選択できるよう、CCRC導入、介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること。

2 様々な就業分野における人材の育成・確保

(1) 製造業

地方の中小企業の多くでは人手不足感が高まっており、地域のものづくりを支える人材の育成・確保は急務である。

このため、

- ・ 幼少期にものづくりの魅力を伝えることから、高等学校での産業教育、企業の中核を担う人材の育成に至るまで、一貫した切れ目のない施策を支援すること。
- ・ 産学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備及び企業の中核を担う人材を育成する指導者の育成、I o Tの導入・活用等、多面的な中小企業支援対策を後押しすること。

(2) 観光

急増するインバウンド等に対応できる観光人材の育成・確保が焦眉の急である。

このため、

- ・ 観光人材の育成にも有効に活用してきた地域創生人材育成事業の継続・拡充等、地方が行う観光人材育成への支援制度を充実させること。
- ・ 観光地経営の視点に立った観光地域づくりの推進に不可欠な、マーケティング及びプロモーションに係る専門人材の育成とその地方への配置を推進すること。

(3) 農林畜水産業

地方の農林畜水産業の現場では、急速に高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。

このため、

- ・ 新規就業者の育成には長い期間と多面的な支援を要するため、就業相談から就業定着まで、一貫した地域ぐるみによるサポート体制の整備に対する支援を充実させるとともに、ワンストップで支援する就業研修拠点の整備に対して支援すること。
- ・ 次世代を担う農業者を育成するため、法人化に要する経費等への支援や農業次世代人材投資事業を充実・強化するとともに、就農研修中や就農直後における機械・設備等の整備支援、農地賃借料支援、住宅改修支援等もパッケージ化した、新たな給付制度を創設すること。

- ・ 農業大学校における経営力を有した次世代農業リーダーの育成や、林業大学校における高性能林業機械の整備等、教育内容の充実に向けて総合的な支援制度を創設すること。
- ・ 新規漁業就業者対策については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。
- ・ 林業の新規就業者対策については、若者や女性等の新規参入と定着に資するため、林業技術の習得や就業環境の整備等に対する支援の充実・強化を図ること。

(4) 建設・建築業

高度成長期につくられた社会インフラが一斉に更新期を迎える中、今後、高齢化に伴う大量の離職により、深刻な担い手不足の懸念が高まっている。

このため、

- ・ 若年者の資格取得や実践的な雇用型訓練、女性が働きやすい就業環境の整備を実施する企業に対する支援を充実すること。
- ・ 国が進める「i-Construction」の取組を様々な工種や工事規模で幅広く展開し、地方の建設現場においてもICTの普及・定着を図ること。
- ・ 社会保険の未加入対策を実施し、健全な労働環境づくりに資する施策をより一層充実させること。

(5) 医療

医師については、医師の総数は増えているものの、過疎地における医師不足といった地域偏在や、産婦人科や小児科における医師不足といった診療科偏在が深刻化している。更に、平成30年度から新たな専門医制度が開始されるにあたって、こうした偏在の拡大が懸念されている。

このため、

- ・ 都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対する地域医療介護総合確保基金による支援の継続・拡充をすること。
- ・ 医師の地域偏在や診療科偏在を解消するための抜本的な仕組みを構築すること。

(6) 介護

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に達する2025年には、全国で約38万人の介護人材不足が見込まれており、介護サービスを受けられない介護難民の

増加が懸念される。

このため、

- ・ 職員の配置状況等、現場の実態を把握し、適正な介護報酬の改定を通じた処遇改善を行うこと。
- ・ 若者の就労促進に向けた介護職のイメージアップや、介護人材の業務負担の軽減等、介護現場の環境改善を図ること。

(7) 子育て

保育所の整備や入所定員の増加等により待機児童の解消を図るうえで、保育士の確保が大きな障害となっている。

このため、

- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援の強化を図るべく、看護師や介護福祉士と同様に離職時登録制度を法制化すること。
- ・ 保育士等の給与については、今年度、改善が図られたものの、依然として低水準であることから、他職種との給与格差の解消を図るため、更なる公定価格の見直しを行うこと。

(8) 第4次産業革命に資する人材育成

人手不足の状況下において、これら就業分野における生産性の向上は不可欠である。このため、先進的活用事例の情報提供やルール整備等により、ICT、IoT、ロボット、AI等の活用を後押しするとともに、第4次産業革命を担う人材の育成を図ること。

3 地域を支える人材の育成・確保

(1) 防災・安全

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震等の検証を踏まえ、避難所運営等を円滑に行うリーダーの育成が課題となっている。さらに、人口減少・少子高齢化社会の進展により、消防団員は全国的にも減少傾向にあり、地域防災を支える人材育成が急務となっている。

このため、

- ・ 避難所運営の専門知識を有する人材を登録し、講師として派遣できる制度を創設するとともに、高度な災害対応能力が求められる地方公共団体職員の自然災害に関する専門的かつ実践的な知識や能力の向上に資する研修等への支援を図ること。
- ・ 消防団の活動に協力する事業所を支援するための減税制度を創設するとともに、必要な資器材の調達、女性消防団員のための施設整備等、消防団活動の環境整備を拡充すること。

(2) 文化

文化を活用したインバウンド増等の地域振興が求められる中、伝統芸能の後継者不足やアートマネジメント分野の人材不足、アーティストを含めた人材の大都市圏への集中等が課題となっており、地方の文化芸術活動を支える人材の育成・確保が急務となっている。

このため、

- ・ 国際的な芸術祭の開催等、文化・芸術振興に関わる若手人材が地方で継続的に活動できるようにするため、制作やマネジメントの機会となるアートプロジェクト等の支援を拡充すること。
- ・ 障がい者の独自の文化・芸術活動を積極的に支援するとともに、指導者の育成を図ること。
- ・ beyond2020 プログラムを通じた日本文化の魅力発信を支える地方の主体的な担い手育成を支援すること。

(3) 環境

豊かな森林等環境の保全に携わる人材不足や鳥獣害対策に携わる狩猟者不足が課題となっている。

このため、

- ・ 幼児期から高等学校まで段階的に木育をはじめとする環境教育を推進すること。
- ・ 狩猟免許に関心のある者への講習会の開催、現地研修会の開催等の支援を拡充すること。

(4) スポーツ

2020年東京オリンピック等に向け、地方における次世代トップアスリートや指導者の育成が必要となっている。

このため、

- ・ 次世代をけん引するジュニア世代の発掘・育成プログラムの展開や、コーチング等指導者のスキルアップ支援研修等、地方が行う各種取組を支援すること。
- ・ ナショナルトレーニングセンター等の強化拠点施設の運営に係る経費への支援を強化すること。
- ・ 各種競技の強化拠点施設の整備等に対する財政支援措置を拡充すること。

(5) 地域づくり

人口減少や人間関係の希薄化により、今後、地域コミュニティの崩壊が懸念される中、地域課題の解決を担う人材の育成が必要である。

このため、

- ・ 地方創生の担い手として期待される地域おこし協力隊活動への財政支援の拡充を図ること。
- ・ 雪下ろしやデマンドバスの運行等、住民の暮らしを支える過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について継続・拡充すること。

4 地域において誰もが活躍できる環境の整備

(1) 女性

女性の職域拡大や管理職への積極的な登用促進を図る施策を充実すること。また、離職後ブランクがある女性へのスキルアップ支援等による就業機会の創出とともに、女性が出産・育児や介護を理由に離職することのないよう仕事と家庭の両立支援対策を推進すること。

併せて、農林畜水産業や建設・建築の現場等における女性が扱いやすい機械・装置の導入や、快適トイレの普及等、女性が働きやすい職場環境づくりを推進すること。

(2) 障がい者

ユニバーサルデザインを推進し障がい者の活躍のための環境整備を積極的に進めるとともに、障がい者の就労、職場定着を支援する人材の育成、障がい者雇用に関する助成金制度の更なる拡充等により、障がい者の就労促進策の充実・強化を図ること。特に農業分野における障がい者の就労促進（農福連携）のため、農業現場における設備整備に加え、障がい者の就農を支える交流拠点整備や交流事業について支援すること。

また、障がい者に対する多様なコミュニケーション支援策を講じるとともに、障害者差別解消法について、国民や企業に対し丁寧な周知・啓発を行うこと。

(3) 高齢者

地域コミュニティや地域経済の担い手としての期待が高まる元気高齢者の就業機会の確保、生きがい創出を積極的に図るとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方移住や二地域居住を選択できるよう、CCRC導入、介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること。（1（4）の再掲）

(4) 外国人

労働者不足が深刻化する中、留学生をはじめとした外国人の高度人材や福祉人材等を将来的な地域経済の担い手として捉え、日本語教育やハラル等文化宗教への対応、インターンシップ機会の提供等の取組を支援すること。

(5) 働き方改革の実現

女性や障がい者、高齢者、外国人をはじめ、誰もがライフ・ワーク・バランスを

確保しつつ、十分に活躍できる環境を整備するため、あらゆる分野で、AIやIoTの活用、長時間労働の是正、テレワークの推進等による勤務条件の弾力化を図るなど、働き方改革を着実に実現すること。

5 平成29年度補正予算及び平成30年度予算における「人づくり枠」及び「第4次産業革命推進枠」の措置

国においては、地方の人材不足の深刻さを十分に認識の上、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成29年度補正予算及び平成30年度予算において、新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講ずること。

特に、既存の地方創生推進交付金について、ハード整備にも積極的に活用が可能となる「人づくり枠」及びあらゆる就業分野の生産性向上を支援する「第4次産業革命推進枠」を創設するとともに、総額を拡充すること。

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1 国家戦略としての政府関係機関の移転及び企業の地方移転の促進

「政府関係機関移転基本方針」について、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。特に、移転に要する費用については、国が責任を持って対応すること。また、今後も国家戦略として、次のステージの構築を図ること。

併せて、企業の地方移転促進のための支援を拡充すること。

2 「地方創生回廊」の早期実現及び強靱な国土づくり

地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色のある発展を支える「地方創生回廊」を早期に実現すること。

併せて、水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

3 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

平成30年度当初予算において、地方創生に関連する予算や、地方交付税、まち・ひと・しごと創生事業費等地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。また、地方創生の実現には、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

地方創生推進交付金については、事業の目的達成に支障を来すことなく、年度当初から事業着手ができるよう、手続きを前倒しし、今年度の規模（国費ベース1,000億円）を上回るものとする。また、地方創生拠点整備交付金について、施設整備事業の需要に適切に配慮し、来年度以降も継続すること。

さらに、事業数及び交付金額の上限の目安の撤廃等、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図ること。

地方の未来を担う人材育成に向けた地方大学の振興及び 東京における大学の定員増の抑制等に関する特別決議

教育は「未来への先行投資」であり、地方創生を実現し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であることを再認識し、大学が有する未来を担う人材の育成機能を充実・強化するとともに、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、地方大学等が各地域の特色に応じた質の高い教育・研究を行い、地域産業の振興に貢献できるよう、次のことを強く求める。

記

- 1 地方大学の振興及び東京における大学の定員増の抑制
 - ・地方大学の振興及び東京 2 3 区内の大学の定員増の抑制に必要な立法措置を講ずること。
(注：東京都及び新潟県は東京 2 3 区内の大学の定員増を抑制すべきではないとの意見を表明した。)
 - ・地方へのサテライトキャンパスの設置など地方移転の促進等について、特別の財政措置を講ずること。
- 2 特色ある地方大学への改革に対する支援
 - ・首長のリーダーシップによる産官学連携の下、地方大学を中心とした地域の中核的な産業の振興や新たな産業の創出、これを担う専門人材育成などの取組に対し、新たな国の高率の財政支援制度に関する制度設計を早急に行うこと。
- 3 地方大学が取り組む人材育成への支援
 - ・地方大学の新增設及び学部・学科の再編などを行う場合、設置基準の弾力的な運用等、特例的な措置を講ずること。
 - ・「専門職大学」等についても、東京 2 3 区に学生が集中することがないように配慮すること。また、設置基準の制定に当たっては、地方の実情に十分配慮し、きめ細かな財政支援を行うこと。
- 4 地方大学の運営基盤の強化
 - ・運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置など、財政支援の充実を図ること。
- 5 大学等への平等な進学機会の保障
 - ・国が実施する大学等奨学金事業について、更なる制度の充実・強化を図ること。
 - ・奨学金返還支援制度について、弾力的な運用が可能となる制度に見直すとともに、財政支援の拡充を行うこと。

平成 29 年 8 月 7 日

全 国 知 事 会

福祉人材確保のための特別決議

～人材確保なくして社会保障の維持なし～

全 国 知 事 会
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くと、我が国の福祉は確実に崩壊する。

政府は、今年 6 月に「子育て安心プラン」による待機児童対策を打ち出すなど、保育・介護の施設整備を進めているが、福祉人材の有効求人倍率は全職種平均に比べ極めて高い水準で推移しており、その運営に必要な人材が確保できない状況にある。

保育士については、国の「保育士確保プラン」によれば、今年度末までに新たに約 7 万人の確保が必要になるとされており、また、介護人材については、国の需給推計によれば、2025 年度には約 38 万人が不足すると見込まれているが、抜本的かつ実効性のある打開策は見出せておらず、危機的状況である。

こうした認識に立って、全国知事会としては、特に下記の措置について直ちに断行するよう強く求める。

記

1 労働環境の整備と処遇改善

- (1) 今年度予算において一部改善が図られたものの、保育や介護の分野への参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう更なる賃金の底上げを図ること。
- (2) 今年 3 月に政府がまとめた「働き方改革実行計画」を確実に実行し、保育士や介護従事者が仕事と育児・介護を両立できるよう、業務負担の軽減に向けた取組への支援や、休業・休暇制度の充実などの環境整備を行うとともに、雇用主の理解促進を図ること。

2 人材確保のための環境整備

- (1) 保育士の資格試験の機会の拡充による保育士確保とともに、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化を図ること。
- (2) 多様な人材を確保するため、まずは介護に対する正しい理解とイメージアップの取組を図ること。また、外国人介護人材の円滑な受入れに向け、日本語学習や生活相談等の支援体制を整備すること。併せて、障害者や元気高齢者等の新たな担い手が介護現場へ参入しやすい環境整備を推進すること。

3 関連する予算の十分な確保

福祉人材の育成や確保には、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議

平成28年7月、参議院選挙において、憲政史上初の合区選挙が実施され、「投票率の低下」や「自らの県を代表する議員が選出されない」という国民の参政権にも影響を及ぼしかねない状況が発生したことを受け、全国知事会をはじめ、「地方六団体」の全てにおいて、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われた。

国は、この「地方の声」を正面から受け止め、迫りつつある平成31年の参議院選挙に向け、早急かつ抜本的な合区問題の解決策を講じる必要がある。

また、「国民代表」としての衆議院と、さらに「地域代表」としての性格を持つ参議院という二院のバランスの上に、「国民主権」はより効果的に機能すると考えられており、そもそも、国民主権を実現する大きな側面をもつのが、「地方自治」である。

地方自治法施行70年を迎え、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、国と地方の対等関係のもと、「住民自治」が国民主権を全うする手段として、地方公共団体は直接住民から負託を受けてきた。

一方、現行憲法には、地方自治に関し、第8章として、第92条をはじめ4条が定められているものの、具体的には「地方自治の本旨」など、あまりにも抽象的・理念的であり、このことが様々な混乱を招いてきた。

以上のことから、次の事項について、国において速やかに実行すること。

記

- 1 平成31年の参議院選挙に向け、「合区問題」の抜本的解決策の結論を得、早急に示すとともに、国民に対して、十分に周知を図ること。

なお、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があったことを申し添える。

- 2 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接負託されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討すること。

平成29年7月28日

全国知事会

地方分権改革の推進について

～新たな地方自治を目指して～

全国知事会

20年を超える累次の地方分権改革の取組により、地方公共団体の自主性・自立性の拡大は一定程度進んだ一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢はこの20年の間にも大きく変化し、人口減少社会や「地方消滅」、IT技術とあいまって深化するグローバリゼーション、都市と地方の地域間格差拡大といった課題が相互に影響を及ぼしつつ複雑化している。

このような変化を踏まえ、地方分権改革は、政府関係機関の地方移転など地方分散を進める地方創生の取組と車の両輪で展開し、新たな時代の扉を開かなければならない。

今後の地方分権改革の在り方を幅広く展望するべく、全国知事会地方分権推進特別委員会の下に、「地方分権に関する研究会」を設置し、精力的に議論を行った。

国内外の状況の変化がもたらす課題に対し、我が国全体としての的確に対応するためには、民主主義の基盤であり、内政の要となる地方公共団体の果たすべき役割は極めて大きく、地域で解決できる課題は、住民に近い地方公共団体で解決するのが住民の意思にかなうものであり、国・地方の本来の在り方を確立することが我が国民主主義の発展の鍵となる。

引き続き、地方自治法が明記するように、国は外交、防衛など国際社会における国家としての存立にかかわる事務など、本来国が果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な改革の方向性を徹底する必要がある。

一層厳しさを増す環境下においても、地方公共団体にあつては住民に身近な行政サービスを提供し、地域社会を支える役割を揺るぎなく果たしていくという覚悟が求められる。

更に、住民、企業、NPO、ボランティア等々地域のあらゆる力を結集することはもとより、国と地方、広域自治体と基礎自治体の基本的な役割分担を踏まえた上で、緊急性、必要性、事務の性質などを勘案しつつ、前例にとらわれずに他の地方公共団体や国とも大胆かつ柔軟に連携していくなど、多様な自治の在り方を模索していくことが求められる。

研究会において示されたこれらの基本的な考え方にに基づき、以下のとおり政府に対して提言する。

1 地域間格差を是正するための地方分権改革の一層の推進

(1) 国と地方の役割分担の見直しを踏まえた地方税財源の充実・確保

- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状である。国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ・ 今後一層増大する介護、医療などの社会保障サービスを適切に提供しつつ、人口減少社会への対応、地方創生への取組を積極的に進めるためには、国、地方を通ずる財政資源の充実が必要不可欠である。国から地方への税源移譲論だけでなく、国、地方が連携・協力し財政資源の充実を図る中で、地方税、地方交付税などの地方一般財源の充実を図ること。
- ・ また、地方交付税については、どの地域においても一定の行政サービスを提供するために、地方交付税本来の在り方を十分に踏まえ、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、いわゆる「トップランナー方式」の在り方も含め十分な検討を行い、所要の総額を確保すること。
- ・ 更に、新たな地方譲与税を設ける場合等、地方公共団体の財源確保に重要な影響を与える制度改正やその運用にあたっては、現場の事情に即した財源確保が保障されるよう、地方の意思が反映される新たな国・地方パートナーシップの仕組みを導入することについて、検討すること。
- ・ その上で、魅力あふれる地域づくりのため、地方における行政需要の実態等に即して、新たな地方税源の創設の可能性について、幅広く検討することが重要である。

(2) 国の政策決定への地方の参画

- ・ これまで進められてきた地方分権改革は、機関委任事務の廃止、国の関与のルール化、義務付け・枠付けの見直しなど、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、いわゆる行政面の改革を中心としたものと言える。
- ・ これまでの行政面の改革から範囲を広げ、立法プロセスに地方公共団体が適切に関与していく仕組みが必要である。特に、議員立法のケースで、地方公共団体が事前に適切に関与することなく、義務付け・枠付けに係る新たな法律が制定されたり、新たな計画の策定を地方公共団体に義務付けられてい

る現状がある。

- ・ 具体的な仕組みの一例として、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」、あるいは調査会を設けるなど、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築すること。
- ・ 特に国と地方の協議の場は、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面での更なる充実を図ること。
- ・ また、国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、全てを本会議で協議するのではなく、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。

2 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 「従うべき基準」や地域交通制度の見直し等

- ・ 過日成立した第7次地方分権一括法は、地方創生、一億総活躍社会や子ども・子育て支援といった喫緊の課題への対応を図るとともに、地方分権改革を着実に前進させるものである。
- ・ 義務付け・枠付けについては、これまで約1,000条項の見直しが実現し、一定の進展があったが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
- ・ 特に福祉分野については、面積、有資格者の人員配置などに関する基準が「従うべき基準」となっており、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障を来しているため、速やかに見直すこと。
- ・ また、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- ・ また、地域住民の生活基盤を維持するためには、地域住民の交通手段に関する課題解決に向け、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。そのためにも、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲など、地域で設置された地域公共交通会議を活用することを含めて、地域の実情に応じた公共交通体系の形成に資する措置を講ずること。

(2) 「提案募集方式」等の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たして

いるが、提案対象が地方自治体の事務処理に係るものに限定されているため、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

- ・ 今まで対象外とされていた「国が直接執行する事業の運用改善」なども募集対象とすることや、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には新たな課題として対応することなど実効性ある運用に向けて内容を拡充するとともに、地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行うこと。また、提案募集方式の取組に加え、国において補助金等要綱を網羅的、包括的に調査・分析し、分権改革の俎上に載せていくこと。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国もしっかりと果たすこと。
- ・ 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域的な行政ニーズに柔軟かつ効果的に対応でき、国からの権限移譲の受け皿となり得る広域連合などを活用するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。
- ・ 更に、国家戦略特区・地方創生特区への地方からの提案を積極的に採択するとともに、認められた規制緩和のうち、地方自治体への義務付け・枠付けの見直しに当たるものについては、国家戦略特区・地方創生特区に指定された地域に限定せずに規制緩和が実現できるよう、義務付け・枠付けを見直すこと。
- ・ なお、これまでの対応方針において、「検討を行う」とされた提案や年次を示して結論を得るとした事項について、平成28年度と同様に重点事項として取り上げるなど、今後も引き続きフォローアップを行い、提案の実現に努めること。

(3) 中小企業・農林水産業への支援

- ・ 地方創生の実現のためには、地域経済の活性化は不可欠であり、地域経済を支える中小企業や農林水産業への支援は、地方自治体の関与を強化して地域の実情を的確に反映するとともに、地方自治体が実施する事業との適切な連携によって、より効果を上げることができる。
- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、未だに一部の省庁においてはほとんど全てを占めており、地方自治体が実施する事業との連携が図られず、効果を最大限に発揮することができないという問題が

あるため、これらのうち地域振興に資するものは、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。

(4) 地域の実情に応じた施策展開の実現

- ・ 文化財保護に関する事務や社会教育に関する事務など、様々な分野の施策と連動させ実施した方がより効果的・効率的に実施できる事務を、これまでの国、都道府県、市町村、さらに、地方公共団体内の執行機関の役割分担にとらわれることなく、地方公共団体の選択により首長の下での一元的な事務の実施を可能とすること。
- ・ 雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方公共団体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、これらを一体的に実施することができる地方版ハローワークを支援し、その実効性を担保すること。特に、国のハローワークと同等の求人・求職情報等を地方が使用できるよう情報の共有化を進めること。
- ・ 更に、国のハローワークの地方移管の実現に向け、地方版ハローワーク等の成果や課題を検証し、制度改善や国と地方の連携、役割分担の在り方などについて必要な見直しを行うこと。

(5) 事務・権限の移譲などを円滑に進めるための措置

- ・ これまでの地方分権改革による事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、移譲などのスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ また、適正な法執行の観点から、地方自治体が十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を公布後3ヶ月以内に行うこと。

3 地方分権を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

(1) 地域のガバナンスと住民自治

- ・ 地方公共団体を取り巻く現下の厳しい環境を踏まえた場合、首長と議会の二元代表制の機能をいかんなく発揮することはもとより、国と地方、また、都道府県と市町村の基本的な役割分担を前提としつつも、リソースの最大活

用の観点から行政の連携を柔軟に考えていく必要がある。

- ・ 既に一部の地方公共団体で取組が進められているが、都道府県と市町村、都道府県間や市町村間、また、遠隔の地方公共団体間、更には地方公共団体と国といった形で、多様かつ柔軟な連携を通じてあらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を支援すること。
- ・ また、地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営を推進すること。
- ・ 地域の自主的な共助活動を支える組織として、地域運営組織の重要性がより高まっているが、こうした組織体の活動を支援すること。

(2) 憲法と地方自治

- ・ 参議院選挙区の合区の解消を図りつつ、地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点からすると、参議院に「地方の府」としての性格を付与するとの視点など、参議院の地域代表制のあり方を含め、憲法改正に向けた議論を積極的に行う必要がある。
- ・ また、地方自治に関する日本国憲法第8章についても、国と地方の役割分担を根本から問い直し、法律と条例の効力の関係、地方税財政に関する保障など多様な論点から議論を深める必要がある。

第 8 3 回関西広域連合委員会等の開催結果について

平成 2 9 年 8 月 2 1 日
広 域 連 携 課

平成 2 9 年 8 月 3 日（木）に大阪市内で開催された第 8 3 回関西広域連合委員会等の概要は、次のとおりです。

第 1 第 8 3 回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成 2 9 年 8 月 3 日（木） 午前 1 0 時 5 0 分から 1 1 時 4 0 分まで
- 2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）
- 3 出席者 井戸連合長、仁坂副連合長、三日月委員、山田委員、平井委員、竹山委員、濱田副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、海野副委員（徳島県）、鳥居副委員（神戸市）、藤原総合企画局長（京都市）、植田総務局長（大阪市）

4 主な概要

(1) KANSAI 統合型リゾート研究会の中間報告及び国への提言案について

KANSAI 統合型リゾート研究会の中間報告を受け、依存症対策や不当勢力の排除など規制の強化、観光資源とのアクセスの向上など環境の整備について国へ提言していくことについて協議した。

（提言の主な内容）

- ・ 青少年健全育成や依存症対策に配慮した入場制限等
- ・ 暴力団等不当な勢力の関与の排除、不法行為の防止
- ・ IR（統合型リゾート）と周辺の観光資源とのアクセスの向上
- ・ 依存症治療の体制整備の支援
- ・ 学習指導要領への位置付け
- ・ IR（統合型リゾート）施設によって得られる納付金の使途

(2) 関西広域連合規約の改正について

通訳案内士法改正に伴い、関西を活動域とする地域通訳案内士の養成について今後検討すること、「毒物劇物取扱者試験」及び「登録販売者試験（医薬品販売）」について平成 3 1 年度から広域連合で実施できるよう準備を進めていくこと、これらに伴う規約改正案について協議した。

（今後のスケジュール）

- 1 2 月 各構成府県市議会での議決
- 1 月 総務省へ規約変更の申請

(3) 「2 0 2 5 日本万国博覧会」に係る誘致活動について

関西連合議会等における万博の応援決議及び誘致委員会の会員拡大など、機運醸成に向けた取組について報告した。

第 2 関西経済会との意見交換会

- 1 日 時 平成 2 9 年 8 月 3 日（木） 午後 0 時 4 5 分から 2 時 4 5 分まで
- 2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）
- 3 出席者 松本正義会長（住友電気工業（株）会長）、副会長（8 名）、専務理事

4 主な概要

関西経済連合会側から提供された2025年万博の大阪・関西誘致、スポーツ振興、広域行政のあり方・広域インフラ等について、意見交換を行った。

(主な意見)

ア 関西経済連合会

- ・万博誘致実現のため、府県民へのPR、海外訪問時・海外要人受け入れ時などの機会を活用した海外PRなどお願いしたい。
- ・「広域行政のあり方」について検討されることは、関西広域連合が地方分権の突破口となり、広域行政を担う責任主体となる上で、非常に有意義なことと感じる。関経連からも参加させて頂き、関西の広域的な発展に向けて必要な政策や、その実行に向けて課題となること、関西広域連合に必要な権限・機能などについて、経済界の立場から、ともに検討を深めたい。

イ 関西広域連合委員

- ・万博は、日本が世界に対してアピールできる機会なので、会員の加入等に向けて積極的に取り組みたい。
- ・万博誘致について、関西が一丸となっていく戦略を作る必要がある。受け入れ態勢、交通基盤等の対応を考える必要がある。
- ・万博、ワールドマスタースゲームズ、世界遺産を有機的に結び付けていく必要がある。海外では行政よりも企業の方に影響力があり、また、行政、民間それぞれ色々なパイプを持っているので、それらを活かして、万博誘致実現に向けた取組を行う必要がある。

第3 市町村との意見交換会

1 日時 平成29年8月3日(木) 午後3時から5時まで

2 場所 大阪市内(大阪府立国際会議場)

3 出席者 羽場鳥取市副市長(鳥取県市長会会長代理)、森安伯耆町長(鳥取県町村会会長、近畿市長会(会長、副会長、理事、相談役)、近畿府県町村会(兵庫県町村会会長、京都府町村会副会長、大阪府町村長会会長、大阪府町村会副会長)、徳島県市町会、徳島県町村会会長

4 主な概要

北陸新幹線の敦賀延伸に伴う、関西圏、中部圏へのアクセス向上、東京オリンピック・パラリンピックへ向けての関西の伝統文化の発信等について、関西広域連合委員と意見交換を行った。

(主な意見)

ア 市町村

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けて、関西の各地域の伝統文化を観光資源として、その魅力を世界に向けて発信するとともに、さらなる地方へのインバウンド誘客を促進していただきたい。
- ・民泊が増えているが、いいかげんなものが多い。正規の旅館、ホテルを整えるべきである。
- ・過疎地における救急医療は重要と考えている。ドクターヘリの夜間飛行の実施等の充実をお願いしたい。

イ 関西広域連合委員

- ・外国人観光客のリピーターは、ゴールデンコース以外の観光ルートを巡り、情報は、ブログ、SNSで集める。連合では、有名ブロガーを関西観光大使に任命し、幅広く紹介してもらおう取組を行っている。こうした取組を行い、隠れたよい所を発信していきたい。
- ・民泊について、新しい法律ができたので、しっかりと取り締まらなければならない。安心・安全の民泊の運営を行いたい。

平成29年度第1回とっとり創生若者円卓会議の開催結果について

平成29年8月21日
県 民 課

各方面で活躍する県内の若者の発想を提言等にまとめ、県施策へ反映させることを目的とした「とっとり創生若者円卓会議」の第1回目の会議を次のとおり開催しました。

1 日時・場所

- (1) 日 時 平成29年7月23日(日) 午後1時30分から4時30分まで
- (2) 場 所 鳥取県立図書館 大研修室
- (3) 出席者 県内の若手経営者、大学生等14名

2 主な意見等

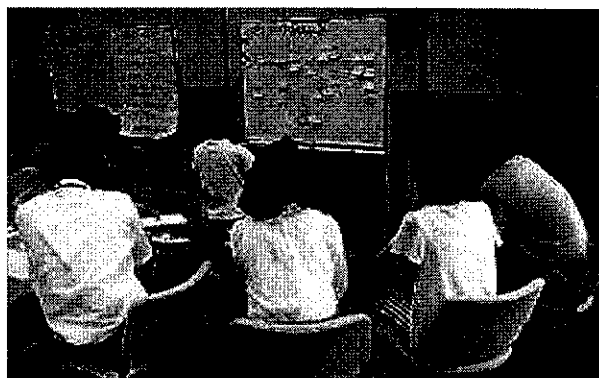
地域課題について全体で意見交換をしたのちに、参加者の興味に沿って主なテーマ3グループに分かれ、グループごとによる提言書等に向けた議論を行った。

テーマ	主な意見
情報発信・観光	<ul style="list-style-type: none">・観光に関する情報発信について、県や市町村、業界等で横のつながりが重要となっている。・観光などの色々な情報について発信した結果を評価するシステムが無く、効果的に情報が行き渡っているかどうかを検証する仕組みなどが必要になってくると考えている。
子育て・女性活躍	<ul style="list-style-type: none">・子育て中のお母さん達が抱える子育てに関する色々な悩みや孤独感を解消させるために、お母さん同士が集えて情報交換を行うための場所が必要であると考えている。・子育てがある程度終わって働きたいと考えているお母さん達が、働くための情報を得られる場所を創設することや、子育て後に起業をしたいお母さん達を支援することも大事だと感じている。・子育て中のお母さんが、子どもを預けて仕事(起業)をしたり、自分自身の余暇を楽しむことに「ためらい」を感じていることが多く、その気持ちを払拭するための取組や制度が必要であると感じている。
地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・地域づくりのために、地域それぞれでもっている情報を一元化(プラットフォーム化)して観光や地域づくりの活動につなげていく仕組みが必要である。

3 今後の予定

- ・庁内の担当課も加わってグループワーキングを随時行い、問題点を明確にしながら議論を更に深め、若者ならではの斬新で多様な意見の実現可能性を高めていく。
- ・円卓会議全体会での成果まとめ(11月頃)を経て、提言内容を知事へ報告する。
- ・成果発表を当該会議以外の場所で実施することを検討する。

[会議の様子]



4 メンバー 一覧

[21名 50音順]

氏 名	所 属 等	備考
浦田 佑次郎 (うらた ゆうじろう)	中部話場サークル主催	
織田澤 博樹 (おだざわ ひろき)	学校法人鶏鳴学園 青翔開智中学校・高等学校 副校長	
河岡 誠 (かわおか まこと)	河岡農園株式会社 経営	
後藤 潤一郎 (ごとう じゅんいちろう)	鳥取大学 地域学部 地域政策学科3回生 (公募)	
真田 美幸 (さなだ みゆき)	県漁協福部支部 素潜り漁	
澤田 雄太 (さわだ ゆうた)	公立鳥取環境大学 経営学部 経営学科2回生 (公募)	
白石 夏季 (しらいし なつき)	一般社団法人 大山観光局	
杉本 一孝 (すぎもと かずゆき)	湯梨浜町商工会青年部	
高信 彩也香 (たかのぶ さやか)	鳥取大学 地域学部 地域政策学科2回生 (公募)	
中村 瑠美 (なかむら るみ)	おひさま2525八頭 代表	
中山 早織 (なかやま さおり)	打吹公園クリニック	
西尾 朋子 (にしお ともこ)	山陰合同銀行	
古海 修祐 (ふるみ しゅうすけ)	道の駅「奥大山」 駅長	
山根 智 (やまね まさる)	砂丘会館	
景本 篤史 (かげもと あつし)	鳥取銀行	欠席
木村 美紀 (きむら みき)	米子商工会議所 青年部	欠席
知久馬 彰子 (ちくま あきこ)	三朝温泉「ちくま旅館」 若女将	欠席
中井 みずほ (なかい みずほ)	Tottori Mama's 代表	欠席
西村 紬 (にしむら つむぎ)	鳥取大学 地域学部 地域政策学科2回生 (公募)	欠席
山下 弥生 (やました やよい)	鳥取商工会議所	欠席
行本 忠義 (ゆきもと ただよし)	公立鳥取環境大学 経営学部 経営学科3回生 (公募)	欠席

平成29年度第1回パートナー県政推進会議の開催結果について

平成29年8月21日
県 民 課

「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した鳥取県民参画基本条例の基本理念に基づき、県政への県民意見の反映や県民と県政との協働のあり方について議論を深め、施策の改善を検討するため設置された「パートナー県政推進会議」の第1回目の会議を開催し、鳥取県の元気づくり施策の深化について意見交換を行いました。

1 日時・場所

- (1) 日 時 平成29年7月30日（日）午後1時30分から3時30分まで
- (2) 場 所 ホテルモナーク鳥取
- (3) 出席者 委員17名、知事、元気づくり総本部長ほか

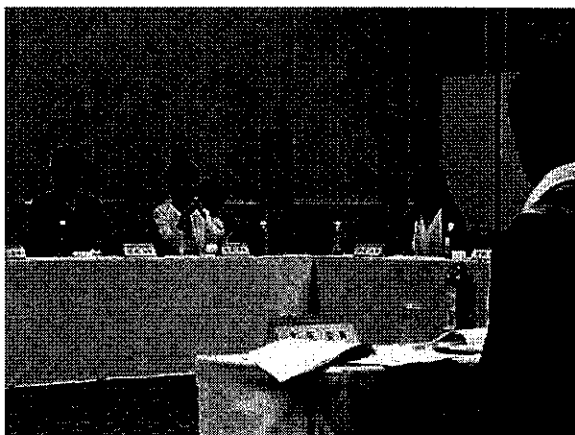
2 主な意見等

課題	意見
若者の転出超過対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取には何もないと本県出身者は言うが、魅力に気づけていない。鳥取がステキな場所である、という教育が必要である。 ・人口減により、優秀な人材を複数の地域でシェアする社会になっていくと考えている。都会で生活していても地元のために何かしたいと考える人が活動しやすい環境作りが必要である。
子育てしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地震のときは職場が住居と離れていたもので、子どもの事が心配だった。そんなとき、近所のつながりが本当に大切だと思った。 ・森のようちえんは2歳から子どもを預かっているが、子育て世代からは1歳から預かってほしいという要望がある。以前から自治体に相談しているが、ハードルが高く困っている。
雇用のミスマッチ解消・雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・求職に際しては、給料や休暇といった情報だけでなく、その仕事を選ぶことでどう自己実現が出来るのか、といった情報がほしい。 ・農業等人材不足分野でAIを活用するためには専門家が必要。これにより人がやる事が変わるが、こうしたことを次世代の子どもに伝える必要がある。発想力の学習が必要だ。
外国人旅行者の誘客促進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅に案内があるにはあるが、海外用の表記が無く、迷っている外国人が多い。また、路線バスの乗車場までの行き方が分かりづらい。
農業所得の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・周りを見渡すと農業の後継ぎがいらない。今から人材育成をしないと廃れる。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者は多いが、空き家はあっても貸してもらえず、住む家がないのが現状。 ・鳥取は車も人も少なく道は良い。ツーリングに適しており、サイクリングだけではなく、ライダーの聖地を目指してはどうか。

3 今後の予定

会議でいただいた意見等について、委員の皆様とやりとりをしたのち、第2回会議（11月開催予定）において、議論を深め、県施策等に反映させる予定である。

【会議の様子】



4 委員

[18名、50音順]

氏名	所属等	備考
大生 唯統 (おおばえ ゆいと)	公立鳥取環境大学	
上所 俊樹 (かみじょ としき)	倉吉市地域おこし協力隊	欠席
衣笠 優子 (きぬがさ ゆうこ)	絵本と食育「はらぺこあおむし」代表	
沢口 沙理 (さわぐち さり)	鳥取大学	
薛 幸夫 (そる へんぷ)	在日大韓国民団鳥取地方本部 団長	
高虫 秀樹 (たかむし ひでき)	鳥取県稲作経営者会議 会長	
田淵 裕章 (たぶち ひろあき)	株式会社田淵金物 代表取締役	
出口 七愛 (でぐち ななえ)	米子西高等学校	
徳本 敦子 (とくもと あつこ)	森のようちえん・風りんりん 代表	
野口 智恵子 (のぐち ちえこ)	三八市実行委員会 代表	
野口 さやか (のぐち さやか)	公立鳥取環境大学	
原田 文恵 (はらだ ふみえ)	株式会社LASSIC 取締役	
東根 ちよ (ひがしね ちよ)	鳥取大学地域学部 講師	
古田 琢也 (ふるた たくや)	株式会社トリクミ 代表取締役	
森高 菜月 (もりたか なつき)	米子西高等学校	
山下 弘彦 (やました ひろひこ)	日野ボランティア・ネットワーク	
山下 理代 (やました りよ)	小鴨保育園 保護者	
渡部 真哉 (わたなべ しんや)	特定非営利活動法人あかり広場 副代表	

伸びのびトーク（江府町）の開催結果について

平成29年8月21日
県 民 課

県政や県内地域の課題等について、直接、県民の皆様（住民・NPO法人・経済団体・地域活性化等に取り組む団体等）や行政関係者等と、その地域が直面する課題などについて意見交換を行う「伸びのびトーク」を江府町で開催しました。

1 日 時 平成29年8月1日（火） 午後2時30分から4時15分まで

2 場 所 江府中学校 多目的ホール

3 参加者

〔団体等〕 ^{うめやすこ}梅靖子（Iターン者）、^{みわたつお}三輪辰夫（下安井集落区長）、^{うめばやしこうよう}梅林広陽（江府中学校生徒会長）、
〔敬称略〕 ^{まえかわにさお}前川仁三夫（Iターン者・本町四丁目区長）、^{まつもとよしふみ}松本良史（Iターン者・地域おこし協力隊）、
^{すえつぐたえこ}末次多衣子（Iターン者・集落支援員）、^{かとうとみろう}加藤富朗（明德学園自治会長）

〔江府町〕 町長、教育長、「3,000人の楽しい町プロジェクト」リーダー ほか

〔鳥取県〕 知事、西部総合事務所長、日野振興センター所長 ほか

※130名程度の江府町民（明德学園生を主に幅広い参加者）にもご参加いただきました。

4 開催内容

(1) 知事講演会 演題：「小さくても勝てる～奥大山と楽しいまちづくり～」

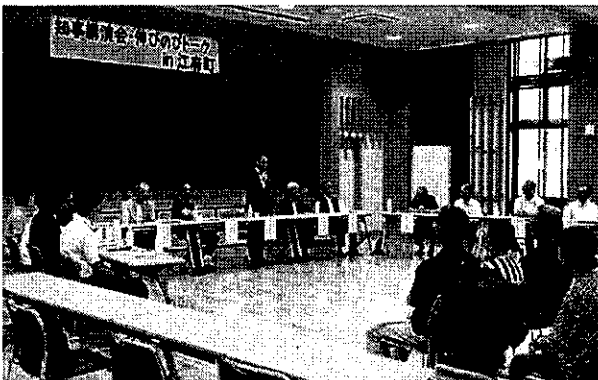
(2) 伸びのびトーク in 江府町

意見交換テーマ：「3,000人の楽しいまちづくり」

5 主な意見等

- ・Iターン者（若者・元気なシニア等）の活用には、江府を離れても、戻ってくる関係性の構築（受け皿の組織づくり等）が必要である。
- ・移住（Iターン）の決め手は、水が良いこと、保育料が無料なこと、出身地（香川）へのアクセスの良さ（米子道・江府IC）である。特に保育園のクオリティ（教育、食など）が非常に高く安心であるが、子どもの医療面で、休日・夜間の診療がないことが不安である。
- ・小中学校で取組んでいるふるさと学習や地域活動等の地域との繋がりが、高校進学で切れてしまう。高校友の会の結成や青年団との繋がりが等々の検討が必要である。
- ・山林の荒廃や耕作放棄地の対策、地域の特産品開発による町の魅力づくり、情報発信が必要である。

【意見交換の様子】



【開催後の全体写真】



〔参考〕 伸びのびトークの開催状況 平成29年度：3回（北栄町・南部町・江府町）

平成28年度：1回、平成27年度：5回、平成26年度：13回

江府町開催は3回目

- ・1回目（H25.4.12）〔テーマ〕 中山間地における地域支援と医療福祉
- ・2回目（H26.4.13）〔テーマ〕 子育て応援

帰省シーズンにおけるIJUターンの取組について

平成29年8月21日

とっとり暮らし支援課

盆等による県外からの帰省客に対し、移住定住を促進するため、成人式や観光施設等での情報発信を重点的に行いました。

1 夏の成人式でのPR

8月に開催された県西部の3町（伯耆町、日南町、日野町）の成人式に出席する新成人全員に対し、若者向けの移住・就職関係のチラシと合わせ、「とっとり暮らしワーキングホリデー参加者募集」と「とっとり移住応援メンバーズカード会員募集」のチラシを配布し、帰省中の若者が将来Uターンを意識することを図った。

<出席者>

伯耆町：約120名／日南町：約40名／日野町：約40名 ※夏開催は3町のみ

<新成人の主な声>

- ・仲間が多いので、大学卒業後は地元に戻りたい気持ちになった。
- ・将来鳥取に帰って働こうと考えていたが、チラシを見て相談先が分かってよかった。今度、東京の相談会に行ってみるつもり。

〔参考〕当面の都市圏での移住定住相談会等のスケジュール

8/25(金)・26(土)	いい街発見！地方の暮らしフェア(名古屋)
9/3(日)	朝日UIターン相談会(大阪)
9/10(日)	ふるさと回帰フェア in 東京

※個別相談会：〔東京〕8/19、9/13、16、10/11(月2回程度)、〔大阪〕8/19、30、9/16(月2回程度)

2 県内観光地等でのPR

(1) 観光施設等でのPR

県外からの観光客が多数見込まれる観光施設等にチラシ等を配架し、再度の来県と本県移住の意識向上に努めた。

※鳥取砂丘こどもの国、砂の美術館、青山剛昌ふるさと館、水木しげる記念館、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館、わらべ館、大山まきばみるくの里、市町村観光協会等に配架

(2) 帰省者・観光客へのPR

連休初日の8月11日(祝)と盆明けの15日(火)にJR鳥取駅で、スーパーはくとの利用客等を対象に直接チラシ等を配布し、再度の来県と本県移住の意識向上に努めた。

<来県者の声>

- ・鳥取が好きで将来移住したいと思っている。さっそくメンバーズカードを申し込むつもり。
- ・実家に帰ってきた。いい仕事があれば帰ってきたいと思っている。

3 公共施設等でのPR

利用者が増加する空港等の施設にチラシを配架し、再度の来県と本県移住の意識向上に努めた。

※鳥取・米子空港、JR駅(鳥取、倉吉、米子、境港)、道の駅(県内15箇所)、宿泊施設等に配架

<来県者の声>

- ・自動車で一人旅をしていたところ大山の道の駅で「とっとり暮らしワーキングホリデー」のチラシを見つけたので、さっそく申し込んで参加する。

〔参考〕 とっとり移住応援メンバーズカードの申込み状況等

1 会員申込み件数(8月1日時点)：834件

〔申請者の住所〕北海道7、青森1、宮城2、山形1、福島1、茨城12、栃木3、群馬7、埼玉43、千葉39、東京206、神奈川92、新潟4、富山2、石川2、福井2、山梨2、長野4、岐阜3、静岡9、愛知36、三重3、滋賀11、京都29、大阪161、兵庫56、奈良18、和歌山1、島根17、岡山15、広島11、山口5、徳島2、香川1、高知3、福岡11、熊本2、大分2、宮崎3、沖縄3、ドイツ1、韓国1

2 協賛店舗数(8月1日時点)：約1,200店舗

中国5県地域おこし協力隊合同研修会の開催結果について

平成29年8月21日
とっとり暮らし支援課

中国5県知事会中山間振興部会において、各県のモデル的な活動事例を共有し、県境を越えた地域づくりの実践活動に取り組む多様な人材のネットワークをつくるため、5県が連携したリレー方式によるフォーラムに初めて取り組み、順次開催しているところです。

山口県に続き2番目の実施となった本県においては、地域おこし協力隊をテーマとし、中国5県の隊員や自治体職員が、他県の事例を参考にして活動を高度化し、隊員と自治体職員との交流によってお互いの理解が深まることで定住へとつながることを目的として、起業や定住に向けた課題解決方法等についての研修を次のとおり行いました。

参加者からは、専門家や金融機関からの助言や他地域の隊員と交流を持つことができ、有意義な研修であったと好評を得ました。

1 日時・場所

平成29年8月9日（水）午後1時から5時40分まで 米子コンベンションセンター

2 参加者

中国5県の協力隊員、協力隊に係る県及び市町村担当者 154名（協力隊87名）

3 内容

(1) 全体研修

講師：小林和彦氏（地域おこし協力隊サポートデスク 統括専門相談員：協力隊OB）

内容：活動中の課題と解決方法、起業に向けた支援の紹介、円滑な定住へのアドバイス

(2) 分科会

ア 初年度（1年目）隊員向け

講師：藤井裕也氏（NPO法人山村エンタープライズ 代表理事：協力隊OB）

内容：自らが協力隊活動を経て起業し、ひきこもりの若者の支援等を行っている経験を活かした、協力隊活動中における起業準備等のアドバイス

イ 2、3年目隊員向け

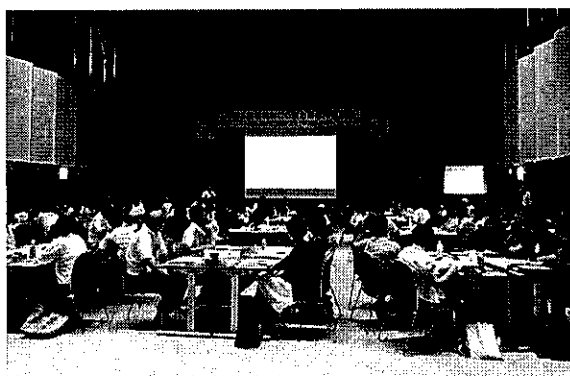
講師：秋吉直樹氏（香川県地域おこし協力隊コーディネーター：協力隊OB）

内容：自らが協力隊活動を経て起業し、求人サイトの運営及び有料職業紹介を行っている経験を活かした、起業に必要な心構えや活用可能な支援制度等のアドバイス

ウ 自治体職員（県及び市町村担当者）向け

講師：小林和彦氏（地域おこし協力隊サポートデスク 統括専門相談員）

内容：協力隊を受け入れる自治体の心得や課題解決方法のアドバイス



全体研修



起業の心構え等についての講義（分科会）

(3) 事例発表・相談会

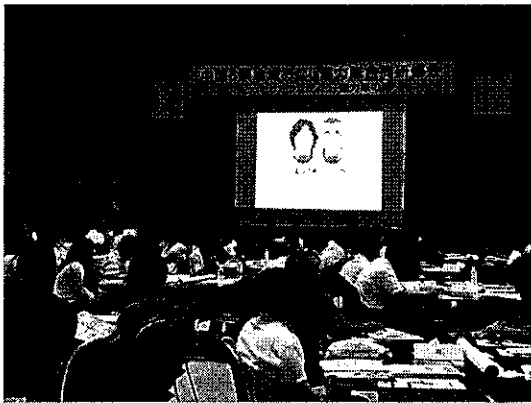
ア 事例発表会

(ア) 各県から推薦を受けた協力隊員や隊員OBによる事例発表

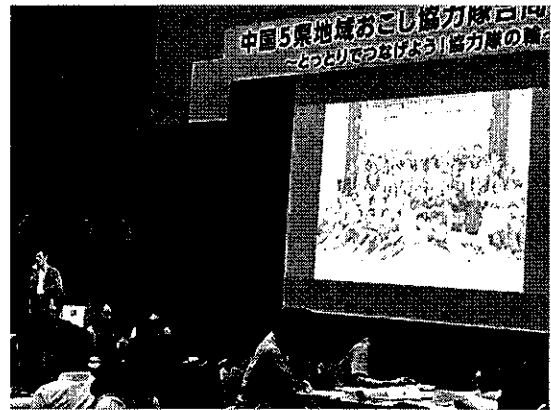
- 地域振興を行う住民出資の会社を立ち上げ、地域活性化と雇用確保を目的として地域で生産されたそば粉を使ったそば屋を開店させた事例の紹介。
- 地域の特産農産物(オリーブ)の栽培技術指導員として生産者への栽培支援や小学校での授業、地域と連携して耕作放棄地を活用した農産物栽培を実施している事例の紹介。

(イ) 県内で協力隊の起業支援を行っている金融機関

- 起業に向けた事業計画策定支援及び融資した事業の事例、就業に向けた関連企業との連携支援事例、移住支援(住宅支援)した事例等の紹介。



現役協力隊員の活動事例紹介



金融機関による協力隊への支援事例紹介

イ 個別相談会(協力隊を対象とした個別相談)

- ・今回の研修講師である地域おこし協力隊サポートデスク統括専門相談員、地域おこし協力隊コーディネーター等が、活動中のさまざまな悩みや課題の解決方法について対応した。
- ・県内金融機関が、起業のための融資等の個別の相談に対応した。

4 参加者の感想

- 専門家や金融機関の話を聞き今後の起業への不安が解消された。(協力隊員)
- 他地域の協力隊員が自分と同じ不安を持っていたことが分かり気持ちが救われた。(協力隊員)
- 協力隊OBの活動中や起業の体験談を聞き、活動中に押さえておくべきポイントが分かりとても勉強になった。(協力隊員)
- 個別相談で悩みを聞いてもらい、解決方法を丁寧に教えてもらって気持ちが楽になった。(協力隊員)
- 他の自治体の協力隊の運用やサポート体制を知る機会を持てたので、持ち帰って参考にしたい。(自治体)

(参考) 中国5県リレーフォーラムの開催時期とテーマ

- 平成29年 2月21日(火) 山口県 「小さな拠点」
- 平成29年 8月9日(水) 鳥取県 「地域おこし協力隊」
- 平成29年 8月25日(金) 岡山県 「10年後の中山間地域の姿」
- 平成29年 9月8日(金) 島根県 「中山間地域での起業・創業」
- 平成29年10月15日(日) 広島県 「里山資本主義」

第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結について

平成29年8月21日
参画協働課

この度、第一生命保険株式会社と包括連携協定を締結することとなりましたので、次のとおり報告します。

1 調印式

- (1) 日時 平成29年8月21日(月) 午後4時45分から5時15分まで
- (2) 場所 第一生命保険株式会社 日比谷本社(東京都千代田区有楽町1-13-1)

2 調印者

第一生命保険株式会社 代表取締役社長 稲垣 精二(いながきせいじ)氏
鳥取県知事 平井 伸治

※ 調印式では、世界陸上東京大会(1991(平成3)年)女子マラソン銀メダリストでバルセロナオリンピック(1992(平成4)年)で4位に入賞された第一生命グループ女子陸上競技部所属の山下佐知子(やました さちこ)監督にも同席いただく。

3 協定の概要

第一生命保険株式会社と県とが連携し、健康増進・スポーツ振興・女性の活躍推進などの取組を実施することにより、地域の様々な課題に対応し、地域の活性化や県民サービスの向上を図る。

(1) 協定期間

平成29年8月21日から平成30年3月31日まで(以後1年更新)

(2) 協定項目及び協定に基づく主な取組

- ア 健康を増進させるための支援に関すること
 - ・がん検診受診率向上に向けた啓蒙活動や健康増進イベントへの協力
 - ・ジェネリック医薬品及び「かかりつけ薬局・薬剤師」等の活用促進を図るための広報
- イ スポーツの振興に関すること
 - ・第一生命グループ女子陸上競技部(OG含む)によるランニング教室の開催
 - ・「鳥取マラソン」など各種スポーツイベントへの協力・協賛
- ウ 女性の活躍推進、結婚・子育て支援の推進に関すること
 - ・女性のスキルアップやキャリア形成に向けたセミナーや交流会等の実施
 - ・とっとり子育て応援パスポート等への協賛、とっとり子育て隊への登録
- エ 環境保全等の推進に関すること
 - ・森林保全活動「とっとり共生の森」や農村資源保全活動「とっとり共生の里」への参加
- オ その他、地域の活性化・県民サービスの向上に関すること
 - ・本県観光・県特産品情報の発信、県産品の販売拡大に関する取組
 - ・あいサポート企業、あいサポーターへの登録

<第一生命保険株式会社の概要>

- (1) 創業 1902年(明治35年)9月
- (2) 資本金 600億円
- (3) 社員数 56,238名(H29.3.31現在)
- (4) 国内拠点 支社:84、営業オフィス等:1,263(H29.3.31現在)
- (5) 県内拠点 鳥取支社(鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル5F)
支社長:宮崎 典之 社員数:319名 営業オフィス:10
(鳥取市:3オフィス 倉吉市:2オフィス 琴浦町:1オフィス
米子市:3オフィス 境港市:1オフィス)

イクボス・ファミボストップセミナーの開催結果について

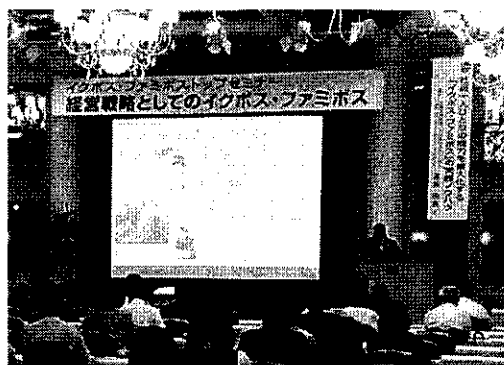
平成29年8月21日

女性活躍推進課

育児はもちろん介護しながら働き続けられる職場環境づくりも積極的に担う「ファミボス」を推進するため、イクボス・ファミボスの取組を企業の経営戦略として位置付け、人材確保や持続的な経営につながる重要な投資として取り組んでいただくことを目的に、トップセミナーを次のとおり開催しました。

- 1 日 時 平成29年7月25日（火） 午後1時から2時30分まで
- 2 場 所 ホテルモナーク鳥取 仁風の間（鳥取市）
- 3 主 催 女星活躍とっとり会議（官民連携の女性活躍推進主体）
- 4 テーマ等 社員一人ひとりの能力を最大化する『イクボス・ファミボス』の実践ノウハウ
講 師：渥美 由喜（あつみ なおき）氏
（内閣府地域働き方改革支援チーム委員・株式会社東レ経営研究所主任研究員）
- 5 参加者数 県内企業経営者、管理職等 約120名
- 6 参加者の声

- ・これからの社会に必要なイクボス・ファミボスのあり方を示して下さり、大変勉強になった。
- ・職場で介護を理由に離職する職員が出ないように、今から対策をしたい。
- ・人手不足の時代ではあるが、何とか頑張りたい。



〈イクボス・ファミボス推進の主な取組〉

○イクボス・ファミボス普及推進委員会

経済団体、労働団体等で構成するイクボス・ファミボス普及推進委員会による企業訪問、意見交換会を通じてイクボス・ファミボスの取組を普及するとともに、課題を抽出し、必要な取組を検討する。

○イクボス・ファミボスのPR

女性活躍に取り組む企業のトップのリレートーク、イクボス・ファミボスの実践のためのリーフレットを活用した県内企業への普及促進活動、新聞広告等を実施する。

○イクボス・ファミボス養成塾

企業経営者等が、イクボス・ファミボスとしての具体的実践方法について学ぶ養成塾を開催する。

- ・実施時期 平成29年9～10月（東部、中部、西部の3会場）
- ・内 容 県外企業による先進事例発表、講義・演習（グループワーク）

